令和８年（フ）第３６０号
岐阜県本巣市三橋1101番地137
債務者　園田　裕紀
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第５９０号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目４番６―510号
債務者　杉本　　清（補助人　一般社団法人Ｒｉｇｈｔｓ）
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６０７号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目20番27号　ハウディ尼崎　212号、前住所兵庫県尼崎市水堂町２丁目24番10号
債務者　古根川和夫
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第８６６号
宮城県名取市上余田字千刈田410番地
債務者　鈴木千奈美
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０１２号
宮城県黒川郡大和町吉岡字天皇寺67番地
ヴィア・ラッテア203
債務者　浅見　友扶
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１２７号
茨城県日立市小木津町966番地　永井ひたちの森病院内、住民票上の住所茨城県日立市小木津町1019番地、（前住所）茨城県日立市東滑川町５丁目10番５号
債務者　小林　哲也
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第５０５号
静岡市清水区八坂東２丁目４番22号　アイディル八坂101号室、旧住所静岡県焼津市三和1785番地　フォーブル村松Ⅰ　205号室
債務者　大橋　流那（旧姓西野）
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７８号
三重県津市一身田町2856番地　クレメント２―105号、前住所香川県高松市香西西町294番地１　メゾン勝賀Ａ棟102号
債務者　石川　日菜
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９７号
三重県津市一志町田尻18番地　ダズリンＡ103、前住所三重県津市美杉町下之川1302番地３
債務者　脇谷　久子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２３２号
三重県津市港町９番10号　パールシティＢ202号
債務者　今田　真生子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２４９号
三重県津市阿漕町津興1081番地２　プレジール結城310号
債務者　戸﨑　まゆみ
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３４１８号
大阪市大正区三軒家東１丁目14番27―403号
債務者　土橋　幸生
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９８０号
大阪市浪速区浪速西４丁目１番40―410号
債務者　ＬＥＥ　ＫＩＹＯＮＧ　李　　起容
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１６４号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番11―601号
債務者　梅津　裕子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１９５号
大阪市福島区吉野２丁目７番19―905号
債務者　佐々木一誓
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３７３号
大阪府守口市八雲西町４丁目17番12号
債務者　宍戸　愛奈（旧姓濱崎）
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５４５号
大阪市西区靭本町３丁目２番18号　702
債務者　山田　美有
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部